

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

近年、少子化や離婚率の増加、不登校児の増加などの子育てに不安を感じている家庭も多く、また震災や新型コロナウイルス感染症などにより格差が一層拡大し、障がい者や高齢者、ひとり親世帯等の社会的弱者といわれる方々が増加の傾向にあり、さらに困窮し孤立し生きる意欲を失うなど大きな社会問題となっており、このような社会問題を行政だけで解決することは難しいと考えます。

社会的弱者といわれる方々は、安定した生活基盤の構築に係るあらゆる場面で社会的な不利益を被っており、衣食住での包括的な支援を必要としています。

そこで私たちは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品や、必要でなくなった子ども服やおもちゃ、日用品などの寄贈を受け、支援を必要としている方々に届ける活動でもったいないをありがとに変えていきます。

また居住支援法人の指定を目指し、住宅確保要配慮者への住宅確保にまつわる支援を中心に要配慮者が安定した生活基盤を築くのに要される生活支援を一貫してサポートし社会的弱者といわれる方々への包括的な支援モデルを構築します。

このような活動を行うに当たって、NPO 法人格は社会的弱者への支援活動を効果的かつ持続的に行うために重要な要素です。法的な枠組みを備えることで、組織の信頼性や資金調達の面での優位性が得られ、より効果的かつ持続的な社会貢献が可能になると考え設立を決意しました。

### 2 申請に至るまでの経過

令和5年12月1日19時より発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの原案について審議。

令和5年12月29日18時より設立総会を開催し、上記原案について提案があり、審議の結果決定。

令和6年1月23日

NPO法人 彩里

設立代表者 氏名

稲永 彰宏